

千葉県県民活動推進懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 県民活動の推進に当たり、市民活動団体等、関係する各分野の立場からの意見等を広く求めるため、千葉県県民活動推進懇談会（以下「推進懇談会」という。）を設置する。

なお、推進懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 推進懇談会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千葉県県民活動推進計画に基づく施策の実施に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進懇談会は、有識者、市民活動団体関係者、社会福祉協議会関係者、企業関係者、及び市町村関係者等の中から、環境生活部長が依頼する10名以内の委員で構成する。ただし、市町村関係者の委員は、あらかじめ指名した者にその職務を代理させることができる。

2 環境生活部長は、参考意見又は参考情報を求めることを目的として、関係者を参考人として出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内で環境生活部長が定めた期間とする。

2 各委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進懇談会を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進懇談会は、必要に応じ環境生活部長が招集する。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項を検討するため、推進懇談会に必要があるときは幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、推進懇談会の座長が指名する。

3 幹事会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

4 座長は、会議を総括する。

5 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

6 座長は、必要と認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報償費の額は、別に定める。

2 委員の費用弁償の額は、委員の勤務地又は居住地のいずれか近い方から起算し、合理的な経路に係る経費とする。

3 委員のうち、県及び市町村の職員である者に対しては報償費の支払い及び費用弁償を行わない。

(庶務)

第 9 条 推進懇談会の庶務は、環境生活部県民生活・文化課において行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか推進懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

(失効)

第 11 条 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(附則)

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。